

要介護者等と同居している主な介護者と要介護者等の組合せを年齢階級別にみると、「70～79歳」の要介護者等では、「70～79歳」の者が介護している割合が多く、「80～89歳」の要介護者等では、「50～59歳」の者が介護している割合が多くなっている。（表23）

表23 性・年齢階級別にみた同居している主な介護者と要介護者等の構成割合

(単位：%) 平成19年

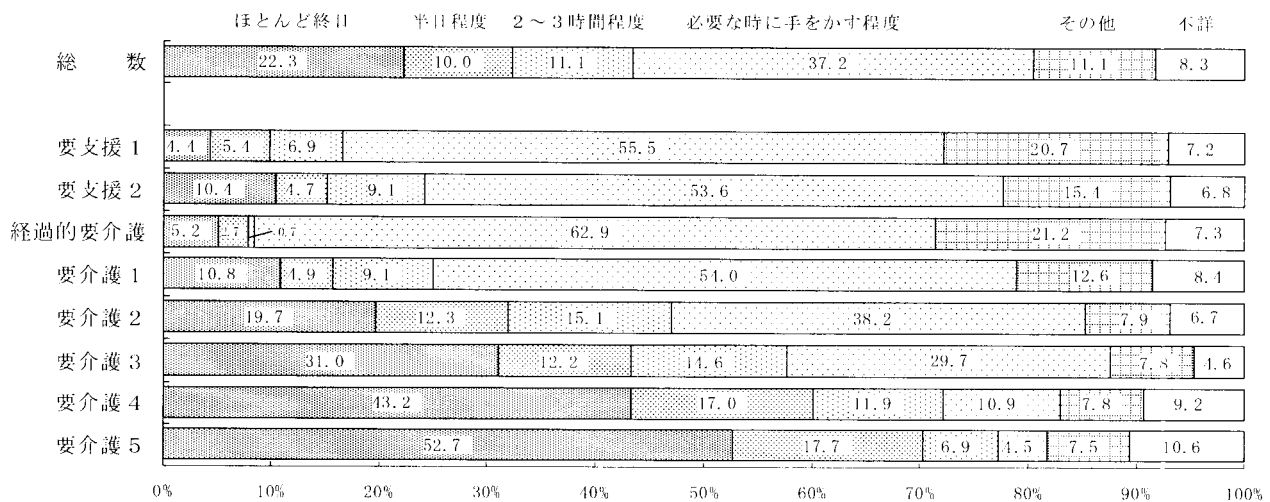
同居している主な介護者の性・年齢階級	要介護者等						
	総数	40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	(再掲) 65歳以上
総数	[100.0]	[5.5]	[5.6]	[29.6]	[42.9]	[16.3]	[94.4]
40歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40～49歳	2.6	7.1	8.9	2.7	1.3	2.4	2.4
50～59	8.9	3.1	5.3	16.6	6.6	4.0	9.2
60～69	29.8	40.0	7.5	13.4	45.1	23.9	29.3
70～79	24.4	34.0	50.4	14.8	16.7	49.9	23.8
80歳以上	23.0	12.2	23.3	44.2	13.9	12.1	23.7
男	11.1	3.5	4.7	8.3	16.4	7.3	11.6
40歳未満	28.1	45.3	34.9	29.4	27.4	19.1	27.1
40～49歳	0.8	3.1	2.8	1.0	0.3	0.2	0.7
50～59	1.7	2.2	0.6	3.8	0.9	0.1	1.7
60～69	7.1	12.0	0.6	3.4	10.9	4.2	6.8
70～79	7.0	20.1	9.1	0.8	7.6	11.2	6.2
80歳以上	6.4	7.6	18.7	14.3	0.7	2.6	6.4
女	5.1	0.3	3.1	6.1	6.9	0.7	5.4
40歳未満	71.9	54.7	65.1	70.6	72.6	80.9	72.9
40～49歳	1.8	3.9	6.0	1.7	1.0	2.2	1.7
50～59	7.2	1.0	4.7	12.8	5.6	3.9	7.5
60～69	22.8	28.1	6.9	10.0	34.2	19.6	22.5
70～79	17.4	13.9	41.3	14.0	9.0	38.6	17.6
80歳以上	16.6	4.6	4.5	29.9	13.2	9.6	17.3
	6.1	3.3	1.7	2.2	9.5	6.6	6.2

注：「総数」には、要介護者等の年齢不詳、主な介護者の年齢不詳を含む。

要介護者等と同居している主な介護者の介護時間を要介護度別にみると、「要支援1」から「要介護2」までは「必要な時に手をかす程度」が多くなっているが、「要介護3」以上では「ほとんど終日」が最も多くなっている。（図23）

図23 要介護者等の要介護度別にみた同居している主な介護者の介護時間別構成割合

平成19年



注：「総数」には、要介護度不詳を含む。

4 要介護者等と同居している主な介護者の悩みやストレスの状況

要介護者等と同居している主な介護者の日常生活での悩みやストレスをみると、「日常生活での悩みやストレスがある」者は、性別にみると男61.4%、女67.4%となっており、年齢階級別でみると、男女ともに「40～49歳」が73.5%、76.9%と多くなっている。(図24)

悩みやストレスの原因をみると、男女ともに「家族の病気や介護」が67.9%、75.7%と多くなっている。(図25)

図24 性・年齢階級別にみた同居している主な介護者の悩みやストレスのある者の割合
平成19年

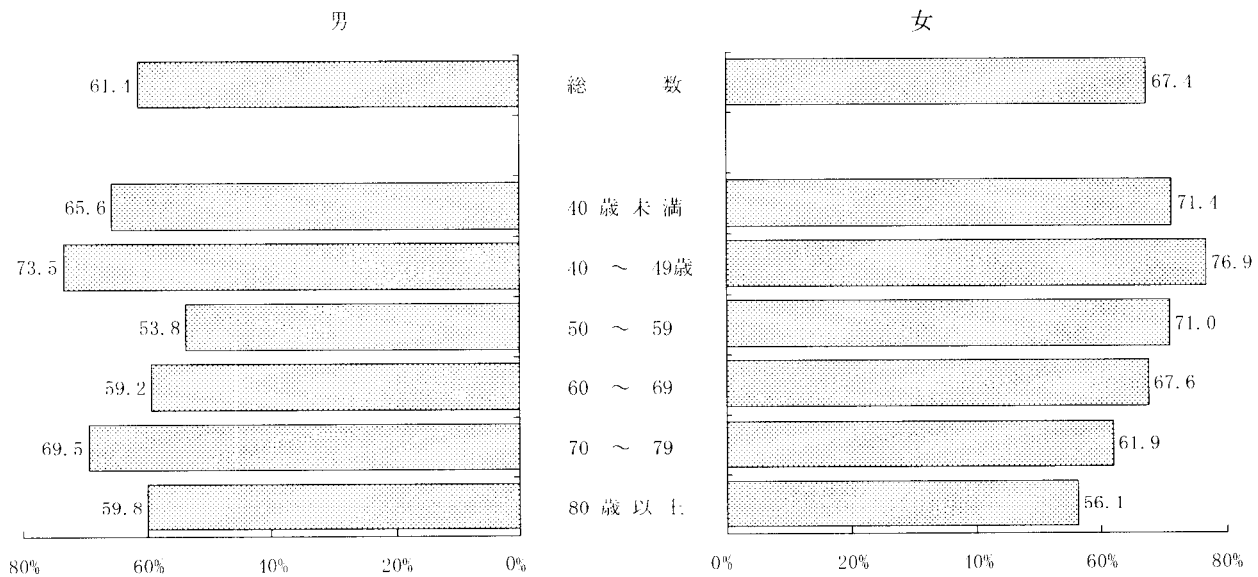
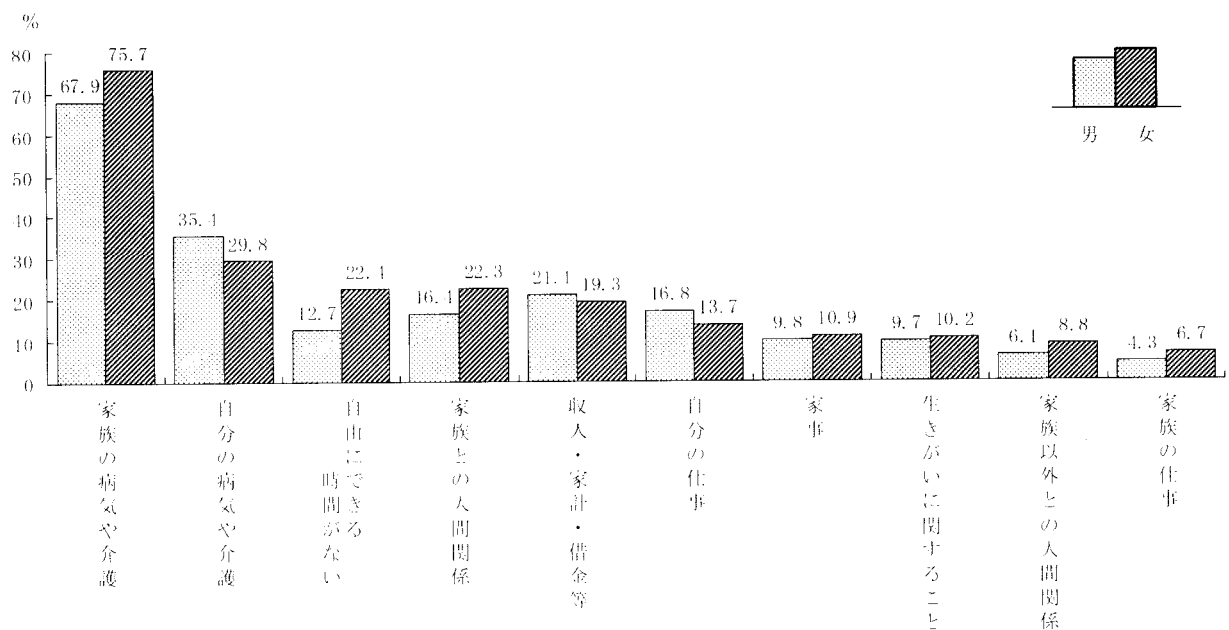


図25 性別にみた同居している主な介護者の悩みやストレスの原因の割合（複数回答）
平成19年



5 居宅サービスの利用状況

要介護者等の5月中の居宅サービスの利用状況をみると、居宅サービスを1種類でも利用した者は76.4%で、世帯構造別にみると、単独世帯が85.2%で最も多く、三世帯世帯が75.5%、核家族世帯が71.0%の順となっている。

居宅サービスの種類をみると、単独世帯では、「訪問系のサービス」が77.7%と多く、「配食サービス」の割合も12.3%と他の世帯構造に比べて高くなっている。また、三世帯世帯では、「通所系のサービス」が54.3%となっている。（表24）

表24 世帯構造別にみた居宅サービスの利用状況別構成割合（複数回答）

（単位：％）

平成19年

利用の有無 居宅サービスの種類	総数	単独世帯	核家族世帯	(再掲) 夫婦のみの 世帯	三世帯世帯	その他の 世帯	(再掲) 高齢者世帯
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
利用した	76.4	85.2	71.0	71.1	75.5	76.5	78.6
訪問系のサービス	58.3	77.7	52.7	52.5	50.9	54.3	65.4
通所系のサービス	42.4	30.0	39.4	39.3	54.3	47.9	35.0
短期入所サービス	9.9	2.5	6.6	6.8	16.6	16.4	6.3
小規模多機能型居宅介護	3.0	8.6	1.0	1.4	1.6	1.7	5.1
配食サービス	6.2	12.3	6.7	7.8	1.8	3.5	9.9
外出支援サービス	3.5	4.3	3.6	4.0	3.0	2.9	4.0
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	1.3	1.3	1.5	1.2	0.5	1.8	1.3
利用しなかった	23.6	14.8	29.0	28.9	24.5	23.5	21.4

注：「訪問系のサービス」には、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護を含む。

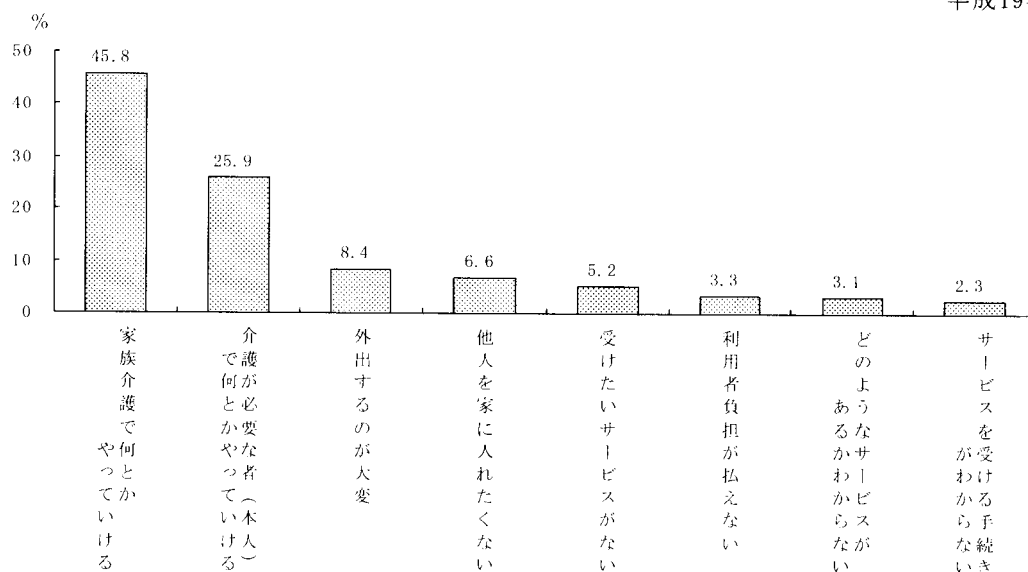
「通所系のサービス」には、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を含む。

「短期入所サービス」には、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を含む。

要介護者等の5月中の訪問系のサービス、通所系のサービス、短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護を利用しなかった者の利用しなかった理由をみると、「家族介護で何とかやっけていける」が45.8%と最も多く、次いで「介護が必要な者（本人）でなんとかやっけていける」が25.9%となっている。（図26）

図26 訪問系・通所系・短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護を利用していない者の利用しなかった理由の割合（複数回答）

平成19年



6 介護者の組合せの状況

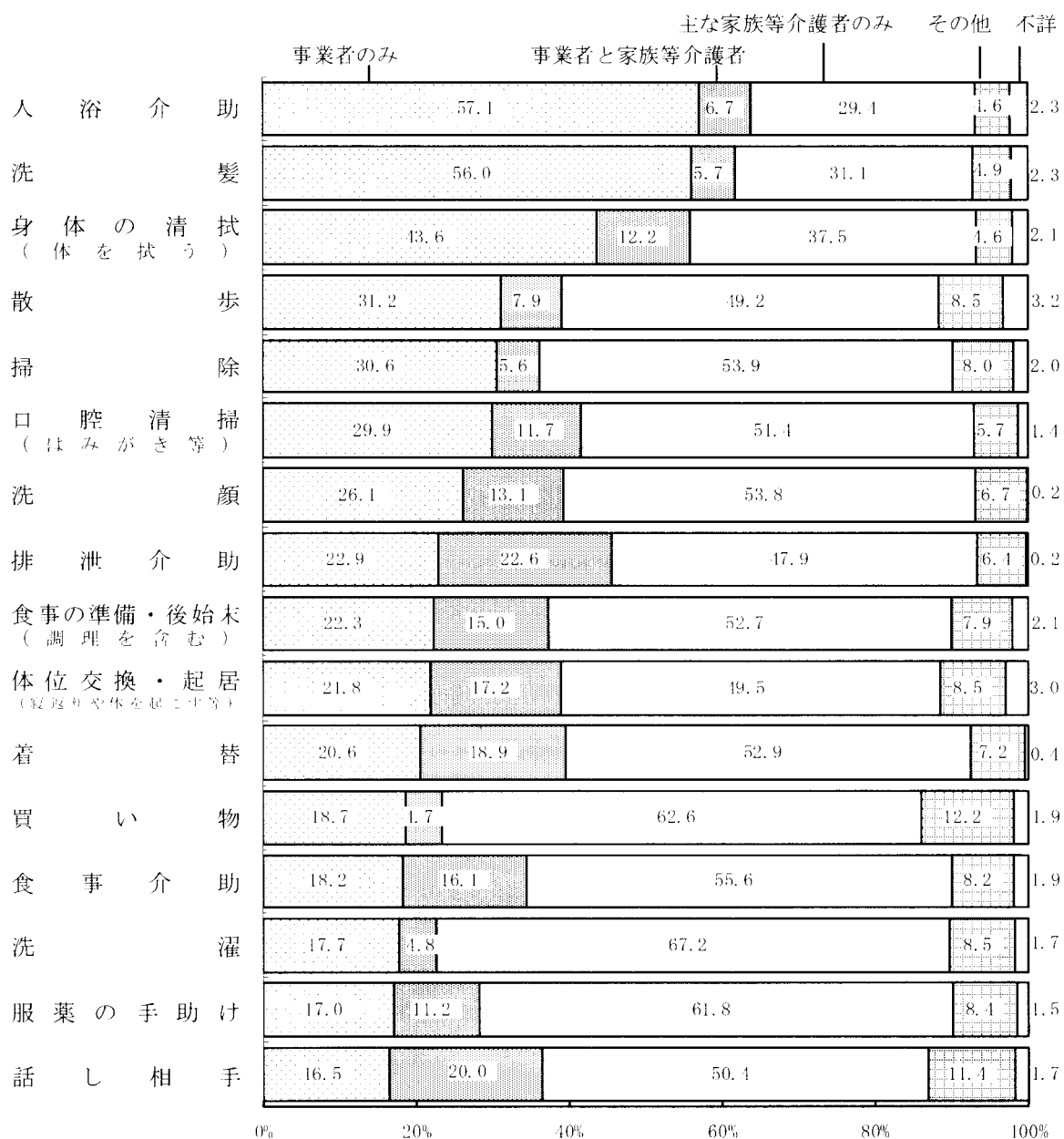
要介護者等が家族・親族等や訪問介護事業者から受けている16項目の介護内容について、介護者の組合せの状況をみると、「事業者のみ」の割合が最も多いのは「入浴介助」の57.1%で、次いで「洗髪」56.0%、「身体の清拭（体を拭う）」43.6%の順となっている。

「主な家族等介護者のみ」による介護の割合は、「入浴介助」「洗髪」「身体の清拭（体を拭う）」以外のすべての項目で最も多くなっている。

また、「事業者と家族等介護者」による介護の割合は、「排泄介助」22.6%、「話し相手」20.0%と多くなっている。（図27）

図27 介護内容別にみた介護者の組合せの状況別構成割合

平成19年



注：「その他」とは、「主な家族等介護者」と「その他の家族等介護者」
「その他の家族等介護者のみ」をいう。

統計表

第1表 都道府県－18大都市（再掲）別にみた世帯構造・

(単位：千世帯)

都道府県 18大都市(再掲)	総数	単独世帯	核家族世帯	夫婦のみ	夫婦と未婚 の子のみ	ひとり親と 未婚の子のみ
全 国	48 027	11 985	28 667	10 638	15 023	3 007
01 北海道	2 403	709	1 450	651	644	155
02 青森	516	131	257	102	121	33
03 岩手	480	104	248	95	121	32
04 宮城	842	208	449	158	240	51
05 秋田	398	86	202	83	90	29
06 山形	360	55	167	63	83	21
07 福島	688	143	348	136	174	38
08 茨城	1 008	194	587	218	308	62
09 栃木	698	154	390	135	213	42
10 群馬	708	140	439	152	240	46
11 埼玉	2 488	454	1 674	548	979	147
12 千葉	2 300	552	1 436	516	786	134
13 東京都	5 520	1 946	3 100	1 137	1 610	352
14 神奈川県	3 433	855	2 231	798	1 222	212
15 新潟	807	165	414	147	215	53
16 富山	361	59	200	74	101	25
17 石川	401	81	225	81	123	22
18 福井	263	47	141	52	76	13
19 山梨	312	73	176	61	96	18
20 長野	754	147	434	174	220	40
21 岐阜	685	124	387	145	208	34
22 静岡県	1 304	266	746	268	406	72
23 愛知県	2 624	624	1 632	544	923	165
24 三重	650	129	398	151	208	39
25 滋賀	457	85	277	89	162	26
26 京都府	1 027	273	626	236	321	70
27 大阪府	3 739	960	2 417	858	1 297	262
28 兵庫県	1 788	410	1 165	425	628	112
29 奈良	496	90	315	117	174	24
30 和歌山	389	91	235	94	116	25
31 鳥取	205	43	110	41	56	14
32 島根	265	65	131	56	58	16
33 岡山	711	160	428	163	228	37
34 広島	1 094	251	694	276	347	71
35 山口	598	164	350	156	154	40
36 徳島	300	74	164	65	79	19
37 香川	371	90	210	82	108	21
38 愛媛	570	143	339	143	157	40
39 高知	317	87	182	76	82	24
40 福岡	2 013	602	1 149	416	601	132
41 佐賀	300	72	154	57	76	20
42 長崎	559	146	315	134	147	33
43 熊本	666	154	368	149	179	40
44 大分	480	130	268	120	118	30
45 宮崎	455	109	285	130	129	26
46 鹿児島	739	228	442	187	210	46
47 沖縄	485	112	311	81	187	43
(再掲)						
50 東京都区部	3 857	1 457	2 046	755	1 041	250
51 札幌市	828	283	473	180	240	53
52 仙台市	419	129	237	85	129	23
53 さいたま市	437	87	304	99	183	21
54 千葉市	358	73	254	93	140	20
55 横浜市	1 384	300	954	343	517	94
56 川崎市	551	158	344	122	188	33
57 新潟市	303	89	152	54	81	17
58 静岡市	255	54	156	57	83	16
59 浜松市	274	52	159	59	84	16
60 名古屋都	878	247	536	190	286	60
61 京都市	611	198	352	131	177	43
62 大阪市	1 158	415	645	241	309	94
63 堺市	324	79	219	81	116	22
64 神戸市	620	174	387	148	200	39
65 広島市	453	110	302	112	164	26
66 北九州市	397	106	247	95	127	25
67 福岡市	612	217	346	118	192	36

65歳以上の者のいる世帯・高齢者世帯・児童のいる世帯別世帯数

平成19年

三世帯世帯	その他の世帯	65歳以上の者のいる世帯	高齢者世帯	児童のいる世帯	都道府県 18大都市(再掲)
4 042	3 333	19 259	9 007	12 495	全 国
93	150	900	530	513	01 北海道
75	53	250	96	138	02 青森
73	55	236	86	110	03 岩手
110	76	343	127	234	04 宮城
67	43	212	79	99	05 秋田
97	42	205	54	118	06 山形
126	71	344	119	206	07 福島
145	82	431	151	273	08 茨城
97	57	294	106	207	09 栃木
74	55	292	118	205	10 群馬
205	155	902	375	725	11 埼玉
171	141	836	358	606	12 千葉
167	307	1 940	1 079	1 135	13 東京都
160	186	1 177	592	878	14 神奈川県
147	81	406	135	226	15 新潟
66	36	187	65	105	16 富山
61	33	170	60	118	17 石川
49	26	129	43	79	18 福井
38	25	137	56	88	19 山梨
103	70	371	146	205	20 長野
117	57	327	117	197	21 岐阜
178	113	564	202	380	22 静岡県
235	133	926	417	789	23 愛知
74	49	286	124	191	24 三重
66	30	183	65	148	25 滋賀
64	64	399	199	242	26 京都府
168	194	1 436	786	900	27 大阪府
105	108	701	374	473	28 兵庫県
52	40	220	94	124	29 奈良
34	28	187	100	98	30 和歌山
33	19	102	42	60	31 鳥取
39	31	137	58	72	32 島根
65	58	290	140	201	33 岡山
74	75	410	212	302	34 広島
43	12	287	158	133	35 山口
34	28	134	60	73	36 徳島
40	31	159	73	99	37 香川
42	47	266	115	134	38 愛媛
21	28	147	82	73	39 高松
138	124	713	367	492	40 福岡
47	28	142	55	83	41 佐賀
54	44	263	135	144	42 長門
79	66	309	139	181	43 熊本
40	12	227	121	108	44 大分
29	32	197	110	113	45 宮崎
23	16	300	191	185	46 鹿児島
25	36	152	66	173	47 沖縄
118	236	1 399	782	720	(再掲)
26	47	252	147	216	50 東京都
26	27	135	63	103	51 札幌市
23	24	140	62	127	52 仙台市
14	17	119	57	99	53 さいたま市
57	73	486	257	344	54 千葉市
20	29	155	76	115	55 横浜市
40	21	128	49	71	56 横濱市
28	18	103	42	69	57 川崎市
39	25	129	47	75	58 新潟市
52	41	342	189	219	59 静岡市
29	32	230	122	122	60 浜松市
32	67	511	308	196	61 名古屋市
12	14	123	72	82	62 京都市
27	32	263	155	132	63 大阪市
18	21	129	73	136	64 堺市
22	22	159	85	97	65 神戸市
18	30	176	101	148	66 広島市
					67 北九州

第2表 公的年金・恩給を受給している者のいる世帯数の年次推移

年次				(再掲)			(再掲)			(再掲)		
	全世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	60歳以上 の者の いる世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	65歳以上 の者の いる世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)	高齢者 世帯 (千世帯)	受給者の いる世帯 (千世帯)	割合 (%)
昭和61年	37 544	12 447	(33.2)	12 978	11 633	(89.6)	9 769	9 384	(96.1)	2 362
平成元年	39 417	13 863	(35.2)	14 449	12 983	(89.9)	10 774	10 420	(96.7)	3 057
4	41 210	14 825	(36.0)	15 830	13 906	(87.8)	11 884	11 453	(96.4)	3 688
7	40 770	15 367	(37.7)	16 622	14 628	(88.0)	12 695	12 245	(96.5)	4 390
10	44 496	17 724	(39.8)	19 087	17 032	(89.2)	14 822	14 323	(96.6)	5 614	5 420	(96.5)
13	45 429	19 371	(42.6)	20 357	18 355	(90.2)	16 198	15 629	(96.5)	6 599	6 347	(96.2)
16	46 242	20 852	(45.1)	22 488	20 431	(90.9)	17 836	17 262	(96.8)	7 865	7 588	(96.5)
17	46 938	21 686	(46.2)	23 285	21 185	(91.0)	18 503	17 898	(96.7)	8 333	8 010	(96.1)
18	47 333	20 798	(43.9)	22 339	20 362	(91.1)	18 201	17 547	(96.4)	8 418	8 082	(96.0)
19	47 758	22 123	(46.3)	23 591	21 560	(91.4)	19 150	18 508	(96.7)	8 960	8 642	(96.5)

注：1) 平成13年以降の数値は、「年金受給者の有無不詳の世帯」を除いたものである。
2) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

第3表 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の数の勤めか自営か別構成割合

(単位：%)

平成19年

性 年齢階級	総数	仕事あり	勤めか自営か別									仕事なし
			自営業主	家族 従業員	会社・ 団体等 の役員	一般 常雇者	1月以上 1年未満 の契約の 雇用者	日々又は 1月未満 の契約の 雇用者	家庭 内職者	その他	勤めか自 営かの別 不詳	
男	100.0	71.9	12.8	1.7	6.2	44.6	3.6	0.9	0.1	1.4	0.6	28.1
15～19歳	100.0	16.3	0.5	0.3	0.5	8.9	3.4	1.1	0.1	1.1	0.5	83.7
20～29	100.0	79.6	3.1	2.6	4.1	58.6	6.6	1.8	0.0	1.8	1.0	20.4
30～39	100.0	94.2	8.2	3.1	6.5	70.7	2.8	0.8	0.0	1.2	0.8	5.8
40～49	100.0	95.4	13.0	1.8	8.4	67.4	2.2	0.7	0.0	1.3	0.5	4.6
50～59	100.0	92.8	18.7	0.8	10.4	57.2	2.8	0.9	0.0	1.4	0.6	7.2
60歳以上	100.0	43.7	18.5	1.2	4.6	12.8	3.9	0.8	0.1	1.4	0.5	56.3
(再掲)65歳以上	100.0	33.4	17.8	1.3	3.2	6.4	2.3	0.5	0.1	1.3	0.4	66.6
女	100.0	48.7	4.2	4.7	2.0	27.2	6.8	1.0	0.4	1.5	0.8	51.3
15～19歳	100.0	17.3	0.4	0.2	0.3	9.1	3.9	1.5	0.0	1.2	0.6	82.7
20～29	100.0	71.0	1.9	1.4	2.6	51.9	8.8	1.6	0.1	1.7	0.9	29.0
30～39	100.0	63.0	2.9	3.6	2.2	41.3	8.9	1.1	0.7	1.4	0.9	37.0
40～49	100.0	72.3	4.1	5.3	2.8	43.2	11.9	1.2	0.7	2.2	1.1	27.7
50～59	100.0	64.2	5.7	7.2	3.1	33.4	10.0	1.3	0.5	2.0	1.0	35.8
60歳以上	100.0	21.7	5.4	5.5	1.1	5.4	2.0	0.4	0.3	1.1	0.5	78.3
(再掲)65歳以上	100.0	16.0	5.1	4.7	0.8	2.6	0.9	0.2	0.3	0.9	0.5	84.0

注：総数には「仕事の有無不詳の者」は含まない。

第4表 末子の年齢階級別にみた父母の一日の平均就業時間階級別構成割合

(単位：%)

平成19年

父 母 末子の年齢階級	総数	2時間未満	2～4	4～6	6～8	8～10	10～12	12時間以上
父								
児童あり	100.0	2.0	1.5	0.8	5.0	47.1	28.9	14.8
1歳未満	100.0	2.8	1.9	0.8	4.7	43.6	29.6	16.6
1～2歳	100.0	1.9	1.8	0.7	4.7	43.7	29.5	17.6
3～5	100.0	2.1	1.5	0.6	4.1	44.8	30.5	16.5
6～8	100.0	2.0	1.4	0.9	4.3	45.3	30.3	15.9
9～11	100.0	2.0	1.7	0.6	4.8	48.4	28.9	13.6
12～14	100.0	1.6	1.3	0.9	6.0	50.3	27.5	12.5
15～17	100.0	1.7	1.0	0.8	6.6	54.0	25.7	10.1
母								
児童あり	100.0	4.9	8.6	24.6	24.8	30.8	5.0	1.3
1歳未満	100.0	35.6	7.3	12.1	16.6	23.6	3.5	1.4
1～2歳	100.0	7.2	8.4	19.2	26.3	33.2	4.6	1.1
3～5	100.0	4.7	9.6	26.2	23.5	30.5	4.5	1.0
6～8	100.0	3.7	10.3	28.8	23.8	28.2	4.1	1.2
9～11	100.0	3.4	9.5	29.1	23.5	28.0	5.4	1.2
12～14	100.0	2.4	7.0	23.6	27.5	32.2	5.6	1.5
15～17	100.0	2.9	7.1	21.2	26.3	35.2	5.5	1.8

注：総数には「一日平均就業時間数不詳の者」は含まない。

第5表 都道府県－18大都市（再掲）別有訴者率・通院者率・日常生活に影響のある者率（人口千対）

都道府県 18大都市（再掲）	有訴者率			通院者率			日常生活に影響のある者率		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
全	327.6	289.6	363.2	333.7	311.3	351.7	106.7	95.6	117.0
01 北海道	326.7	279.9	369.2	341.1	318.4	367.4	106.6	92.6	119.3
02 青森	317.3	275.5	351.0	340.4	304.3	372.1	106.3	92.4	118.5
03 岩手	324.5	287.1	359.1	354.7	328.7	378.7	111.4	94.8	126.7
04 宮城	331.9	294.6	366.3	343.3	320.6	361.2	107.3	98.1	115.8
05 秋田	335.7	293.7	374.1	373.5	347.4	397.6	112.2	96.2	126.8
06 山形	306.4	271.3	336.7	345.0	323.1	365.7	111.8	101.3	121.6
07 福島	301.3	258.0	342.7	344.3	314.5	366.9	113.7	100.9	125.9
08 茨城	285.8	256.7	314.4	321.0	304.9	336.8	89.8	81.5	98.0
09 栃木	300.2	258.0	341.2	331.3	306.7	355.2	91.2	83.5	98.7
10 群馬	301.0	263.2	337.1	318.3	302.0	334.0	96.1	83.1	108.6
11 埼玉	309.0	276.8	340.6	312.2	301.4	322.8	95.7	90.1	101.2
12 千葉	308.9	270.2	348.0	312.0	290.6	333.7	88.7	81.8	95.5
13 東京都	327.1	287.2	365.5	343.5	321.2	364.9	112.3	98.7	125.3
14 神奈川県	333.3	295.6	370.5	331.8	309.3	354.0	107.1	91.0	122.8
15 新潟	318.7	278.5	355.4	347.1	320.3	371.5	111.6	98.8	123.2
16 富山	339.5	308.4	368.0	341.3	320.3	360.6	112.0	101.2	121.8
17 石川	311.7	276.0	341.6	305.0	284.1	324.3	94.7	90.5	98.5
18 福山	320.0	286.9	351.1	314.1	296.1	330.8	105.3	96.6	113.4
19 山梨	295.8	257.7	332.4	314.0	291.8	335.3	101.1	89.3	112.4
20 長野	323.3	281.8	363.1	336.3	310.6	361.0	115.7	102.1	128.8
21 岐阜	310.3	311.1	367.4	346.6	326.4	365.4	105.7	102.2	108.9
22 静岡	313.3	269.7	355.6	329.9	304.5	354.6	98.3	86.9	109.3
23 愛知	332.6	293.6	371.6	324.9	299.1	350.7	90.1	75.8	104.2
24 三重	336.9	299.7	372.2	332.8	316.3	348.6	109.4	102.0	116.4
25 滋賀	341.6	314.1	367.8	317.1	300.6	332.9	108.6	103.7	113.2
26 東京都	342.5	313.5	368.7	339.3	321.6	355.5	112.2	105.1	118.6
27 大阪府	353.2	315.9	387.6	355.3	330.3	378.3	109.6	101.2	117.3
28 兵庫県	347.3	309.3	381.6	343.3	329.4	355.8	118.8	111.6	125.2
29 奈良	345.8	310.8	378.4	368.9	352.8	383.9	118.3	108.2	127.7
30 和歌山	330.9	292.7	364.3	353.0	323.5	378.7	115.2	104.0	124.9
31 鳥取	326.4	283.7	365.5	329.2	311.8	342.4	117.1	102.9	130.0
32 島根	338.1	298.8	372.6	344.9	315.0	371.2	121.3	115.3	126.6
33 岡山	317.3	288.3	343.7	321.6	300.3	341.0	110.5	102.7	117.6
34 広島	354.9	314.8	391.8	332.5	310.4	352.9	116.0	105.4	125.7
35 山口	363.6	323.5	398.0	361.2	343.2	376.7	125.0	107.4	139.9
36 徳島	340.3	294.6	381.6	323.2	299.6	344.6	115.3	104.5	125.0
37 香川	338.7	300.7	374.0	339.7	309.0	368.1	117.0	104.5	128.6
38 愛媛	348.5	307.8	383.5	348.5	321.9	371.4	125.4	109.8	138.9
39 高知	335.7	295.6	370.9	352.3	328.9	372.9	126.9	113.8	138.4
40 福岡	340.5	300.6	375.2	317.0	287.5	342.6	112.2	99.4	123.3
41 佐賀	331.9	291.6	366.7	328.6	300.5	353.0	115.0	106.3	122.5
42 長崎	339.9	304.3	371.2	355.7	332.2	376.3	116.1	107.4	124.3
43 熊本	320.5	288.7	348.1	328.9	306.5	348.3	114.3	103.8	123.4
44 大分	327.9	295.1	357.2	338.2	316.3	357.7	116.1	107.6	123.7
45 宮崎	326.5	291.5	357.0	324.3	304.9	341.2	108.1	98.3	117.2
46 鹿児島	308.5	274.5	338.7	315.1	286.4	340.6	106.5	95.6	116.2
47 沖縄	269.0	229.1	306.6	238.4	221.0	254.8	79.6	69.8	88.8
(再掲)									
50 東京都	331.8	293.1	368.2	355.3	332.8	376.5	117.5	105.1	129.1
51 札幌市	324.9	273.0	372.6	316.3	288.5	341.8	109.1	93.1	123.7
52 仙台市	351.8	309.9	390.3	342.5	318.8	364.2	114.9	104.9	124.1
53 さいたま市	331.0	297.0	365.2	318.2	303.1	333.4	97.8	90.4	105.2
54 千葉市	325.9	287.3	364.1	329.0	320.5	337.4	95.0	91.9	98.1
55 横浜市	342.4	307.4	376.0	343.1	319.2	366.1	113.4	97.4	128.6
56 川崎市	315.0	270.2	362.4	311.1	288.6	335.0	100.1	81.6	119.5
57 新潟市	332.9	295.7	367.1	339.5	319.6	357.7	112.9	98.6	125.9
58 静岡市	330.8	294.5	364.4	337.6	317.0	356.6	103.3	90.5	115.0
59 浜松市	328.1	291.4	363.9	350.7	331.3	369.6	103.3	93.2	113.1
60 名古屋	351.8	309.9	391.1	357.8	334.5	379.8	95.6	87.2	103.6
61 京都市	345.9	321.9	367.0	346.1	331.7	358.8	115.0	109.5	119.9
62 大阪市	375.3	345.3	402.6	389.2	362.2	413.8	128.2	119.1	136.5
63 堺市	355.2	319.4	387.3	361.7	337.6	383.2	110.8	98.1	121.8
64 神戸市	352.2	323.7	376.8	374.3	371.9	376.4	115.2	105.6	123.5
65 広島市	331.0	291.0	368.5	297.9	280.1	314.5	95.9	86.2	104.9
66 北九州市	352.7	310.6	391.4	342.5	308.1	371.2	112.8	96.4	128.0
67 福岡市	315.9	275.3	354.4	294.6	260.8	324.3	107.5	92.0	121.3

注：1）有訴者、通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員数には入院者を含む
 2）日常生活に影響のある者は、入院者を含まない6歳以上の者を対象としている

第6表 性・年齢階級別にみた有訴者率の上位5症状（複数回答・人口千対）

男

平成19年

年齢階級	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
総数	腰痛 87.4	肩こり 61.0	せきやたんが出る 59.1	鼻がつまる・鼻汁が出る 54.0	体がだるい 45.4
0～4歳	鼻がつまる・鼻汁が出る 167.7	せきやたんが出る 126.2	熱がある 62.0	かゆみ(湿疹・水虫など) 50.0	ゼイゼイする 39.9
5～14	鼻がつまる・鼻汁が出る 94.0	せきやたんが出る 53.8	かゆみ(湿疹・水虫など) 31.4	発疹(じんましん・できものなど) 19.6	切り傷・やけどなどのけが 19.5
15～24	鼻がつまる・鼻汁が出る 50.9	体がだるい 38.0	せきやたんが出る 35.3	腰痛 31.4	頭痛 25.9
25～34	腰痛 59.3	体がだるい 51.6	肩こり 47.9	鼻がつまる・鼻汁が出る 40.7	せきやたんが出る 38.7
35～44	腰痛 83.2	肩こり 71.6	体がだるい 58.8	せきやたんが出る 40.0	頭痛 37.9
45～54	腰痛 95.4	肩こり 79.4	体がだるい 51.3	せきやたんが出る 40.4	手足の関節が痛む 38.7
55～64	腰痛 117.9	肩こり 86.5	手足の関節が痛む 59.4	せきやたんが出る 56.9	手足のしびれ 55.3
65～74	腰痛 157.5	手足の関節が痛む 97.1	肩こり 96.6	頻尿(尿の出る回数が多い) 91.4	せきやたんが出る 87.4
75～84	腰痛 194.3	きこえにくい 141.9	頻尿(尿の出る回数が多い) 141.5	もの忘れする 135.6	手足の関節が痛む 128.3
85歳以上	きこえにくい 209.2	もの忘れする 184.3	腰痛 182.5	手足の動きが悪い 159.2	頻尿(尿の出る回数が多い) 152.5
(再掲) 65歳以上	腰痛 171.2	頻尿(尿の出る回数が多い) 112.0	手足の関節が痛む 109.3	きこえにくい 105.3	もの忘れする 105.2
70歳以上	腰痛 183.7	頻尿(尿の出る回数が多い) 129.6	きこえにくい 128.1	もの忘れする 124.1	手足の関節が痛む 119.4
75歳以上	腰痛 192.1	きこえにくい 154.0	もの忘れする 144.4	頻尿(尿の出る回数が多い) 143.5	手足の関節が痛む 128.1

女

年齢階級	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
総数	肩こり 131.1	腰痛 117.9	手足の関節が痛む 77.0	頭痛 61.3	体がだるい 61.0
0～4歳	鼻がつまる・鼻汁が出る 155.7	せきやたんが出る 118.7	熱がある 58.4	かゆみ(湿疹・水虫など) 37.9	ゼイゼイする 34.3
5～14	鼻がつまる・鼻汁が出る 73.1	せきやたんが出る 47.9	かゆみ(湿疹・水虫など) 34.4	発疹(じんましん・できものなど) 21.4	頭痛 19.5
15～24	肩こり 72.3	体がだるい 59.9	頭痛 58.0	鼻がつまる・鼻汁が出る 50.8	月経不順・月経痛 46.5
25～34	肩こり 131.7	頭痛 81.8	腰痛 81.2	体がだるい 72.2	いらいらしやすい 58.4
35～44	肩こり 152.6	腰痛 102.1	頭痛 88.2	体がだるい 80.3	いらいらしやすい 57.7
45～54	肩こり 175.3	腰痛 123.6	体がだるい 79.9	頭痛 79.8	手足の関節が痛む 75.0
55～64	肩こり 173.1	腰痛 143.6	手足の関節が痛む 105.6	目のかすみ 75.6	体がだるい 60.8
65～74	腰痛 199.0	肩こり 178.3	手足の関節が痛む 158.4	目のかすみ 120.4	もの忘れする 101.1
75～84	腰痛 253.7	手足の関節が痛む 209.0	もの忘れする 161.1	肩こり 160.4	手足の動きが悪い 139.4
85歳以上	きこえにくい 210.5	腰痛 201.9	手足の動きが悪い 192.6	もの忘れする 192.2	手足の関節が痛む 189.0
(再掲) 65歳以上	腰痛 218.5	手足の関節が痛む 179.9	肩こり 162.2	もの忘れする 133.2	目のかすみ 128.7
70歳以上	腰痛 234.0	手足の関節が痛む 194.0	肩こり 158.6	もの忘れする 151.9	目のかすみ 134.6
75歳以上	腰痛 240.2	手足の関節が痛む 203.8	もの忘れする 169.1	手足の動きが悪い 153.2	きこえにくい 150.9

注：1) 有訴者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員数には入院者を含む。

2) 「総数」には、年齢不詳を含む。

第7表 性・年齢階級別にみた通院者率の上位5傷病（複数回答・人口千対）

男

平成19年

年齢階級	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
総 数	高血圧症 81.6	糖尿病 40.1	歯の病気 39.0	腰痛症 37.6	眼の病気 32.2
0～4歳	急性鼻咽喉炎(のど) 46.1	アトピー性皮膚炎 33.1	その他の皮膚の病気 29.3	喘息 28.0	耳の病気 17.6
5～11	アレルギー性鼻炎 45.2	喘息 34.5	歯の病気 31.2	アトピー性皮膚炎 23.9	その他の皮膚の病気 13.7
15～24	歯の病気 17.5	アトピー性皮膚炎 16.1	アレルギー性鼻炎 11.1	その他の皮膚の病気 9.9	骨折以外のけが・やけど 9.6
25～34	歯の病気 24.1	腰痛症 18.3	アトピー性皮膚炎 15.1	歯の病気以外の歯の病気 14.9	その他の皮膚の病気 9.8
35～44	歯の病気 31.8	腰痛症 27.1	歯の病気以外の歯の病気 20.0	高血圧症 18.9	肩こり症 14.5
45～54	高血圧症 71.2	歯の病気 37.5	糖尿病 35.7	腰痛症 33.8	高脂血症(高コレステロール血症等) 32.6
55～64	高血圧症 155.7	糖尿病 79.2	歯の病気 53.1	高脂血症(高コレステロール血症等) 53.0	腰痛症 17.3
65～74	高血圧症 238.1	糖尿病 113.1	眼の病気 87.3	腰痛症 82.1	歯の病気 70.7
75～84	高血圧症 248.9	眼の病気 139.3	腰痛症 116.3	前立腺肥大症 111.9	糖尿病 101.5
85歳以上	高血圧症 211.5	前立腺肥大症 126.6	眼の病気 123.3	腰痛症 103.8	狭心症・心筋梗塞 78.8
(再掲) 65歳以上	高血圧症 239.7	眼の病気 106.6	糖尿病 106.5	腰痛症 94.7	前立腺肥大症 81.5
70歳以上	高血圧症 248.1	眼の病気 125.1	腰痛症 107.2	糖尿病 101.1	前立腺肥大症 99.9
75歳以上	高血圧症 242.1	眼の病気 136.1	前立腺肥大症 114.6	腰痛症 111.1	糖尿病 95.9

女

年齢階級	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
総 数	高血圧症 91.3	腰痛症 51.2	眼の病気 49.0	歯の病気 46.1	肩こり症 43.0
0～4歳	急性鼻咽喉炎(のど) 40.9	その他の皮膚の病気 21.6	アトピー性皮膚炎 23.1	喘息 18.5	耳の病気 17.2
5～11	歯の病気 32.5	アレルギー性鼻炎 27.3	アトピー性皮膚炎 21.6	喘息 19.4	その他の皮膚の病気 15.8
15～24	歯の病気 20.8	アトピー性皮膚炎 17.6	その他の皮膚の病気 17.0	アレルギー性鼻炎 11.6	腰痛症 9.9
25～34	歯の病気 33.2	肩こり症 25.6	腰痛症 21.7	歯の病気以外の歯の病気 21.2	歯の病気以外の歯の病気 20.1
35～44	歯の病気 38.8	肩こり症 37.3	腰痛症 30.9	歯の病気以外の歯の病気 22.6	アレルギー性鼻炎 17.8
45～54	高血圧症 57.7	歯の病気 49.7	肩こり症 47.7	腰痛症 43.6	高脂血症(高コレステロール血症等) 23.5
55～64	高血圧症 115.2	高脂血症(高コレステロール血症等) 79.5	歯の病気 65.1	肩こり症 61.8	腰痛症 61.8
65～74	高血圧症 230.5	眼の病気 128.2	高脂血症(高コレステロール血症等) 113.6	腰痛症 112.8	肩こり症 82.0
75～84	高血圧症 286.3	眼の病気 172.1	腰痛症 165.0	骨粗しょう症 166.1	高脂血症(高コレステロール血症等) 96.2
85歳以上	高血圧症 257.0	眼の病気 146.7	腰痛症 124.5	骨粗しょう症 100.8	関節症 83.6
(再掲) 65歳以上	高血圧症 253.3	眼の病気 145.8	腰痛症 132.1	高脂血症(高コレステロール血症等) 98.7	骨粗しょう症 80.5
70歳以上	高血圧症 269.6	眼の病気 160.9	腰痛症 146.3	骨粗しょう症 94.3	高脂血症(高コレステロール血症等) 93.6
75歳以上	高血圧症 278.7	眼の病気 165.5	腰痛症 153.7	骨粗しょう症 101.9	関節症 92.3

注：1）通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員数には入院者を含まない。
2）総数には、年齢階級を含まない。

第8表 性・年齢階級別にみたがん検診受診状況（複数回答）別構成割合

(単位：%)

平成19年

性 年齢階級	総数	胃がん 検診	肺がん 検診	子宮がん 検診	乳がん 検診	大腸がん 検診	左記は受け ていない	不詳
男	100.0	24.8	20.7	・	・	20.6	54.5	12.0
20～24歳	100.0	1.9	6.9	・	・	1.5	79.7	12.4
25～34	100.0	5.1	8.3	・	・	3.5	77.9	11.1
35～44	100.0	23.9	20.1	・	・	17.2	59.4	9.8
45～54	100.0	34.7	28.5	・	・	27.8	47.4	9.3
55～64	100.0	34.8	26.5	・	・	29.3	45.3	10.6
65～74	100.0	32.1	24.6	・	・	29.6	41.0	15.1
75～84	100.0	27.7	22.1	・	・	25.9	40.3	19.2
85歳以上	100.0	14.4	13.4	・	・	13.1	53.2	22.3
(再掲) 40歳以上	100.0	32.5	25.7	・	・	27.5	45.3	12.4
女	100.0	19.5	16.8	21.3	17.0	17.2	49.9	11.4
20～24歳	100.0	1.6	4.6	5.6	1.3	1.4	77.5	11.3
25～34	100.0	3.5	5.1	21.2	7.5	2.9	63.9	8.9
35～44	100.0	16.9	15.1	30.2	21.3	12.9	51.0	7.6
45～54	100.0	26.0	23.9	32.0	27.8	22.4	43.7	7.4
55～64	100.0	28.4	23.3	24.4	24.2	25.9	42.9	10.6
65～74	100.0	28.4	21.9	16.3	17.0	26.7	39.1	16.2
75～84	100.0	21.4	16.0	7.0	7.7	19.5	46.4	18.9
85歳以上	100.0	8.3	8.8	1.5	1.7	7.4	62.1	20.9
(再掲) 40歳以上	100.0	25.3	21.1	21.7	20.3	22.7	44.0	12.4

注：入院者は含まない。

第9表 全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況

平成19年

		全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童の いる世帯	65歳以上の者 のいる世帯
世帯数(千世帯)		48 027	9 007	717	12 495	19 259
全世帯に占める割合(%)		100.0	18.8	1.5	26.0	40.1
平均世帯人員(人)		2.63	1.54	2.67	4.11	2.62
平均有業人員(人)		1.32	0.29	0.95	1.70	1.05
持ち家率(%)		65.8	75.4	23.6	66.1	82.7
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)		78.9	24.8	87.1	97.2	59.3
入院者のいる世帯の割合(%)		3.7	5.1	1.8	3.5	6.5
通院者のいる世帯の割合(%)		58.3	74.2	39.7	52.9	77.5
平均家計支出額(万円)		27.0	19.3	20.4	31.4	25.3
1世帯当たり平均所得金額(万円)		566.8	306.3	236.7	701.2	510.1
1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)		445.5	256.4	201.1	564.7	407.5
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)		207.1	195.5	87.6	164.6	189.9
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)		319.9	181.3	187.7	355.5	251.3
構 成 割 合 (%)	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第Ⅰ五分位	20.0	42.8	53.2	6.1	25.7
	第Ⅱ五分位	20.0	31.1	31.4	13.7	24.5
	第Ⅲ五分位	20.0	16.7	12.4	22.3	18.6
	第Ⅳ五分位	20.0	6.0	2.8	29.9	14.6
	第Ⅴ五分位	20.0	3.4	0.2	28.0	16.7
	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	24.0	21.6	48.5	26.3	23.4
	やや苦しい	33.2	30.5	36.6	37.2	32.5
	普通	37.7	42.6	14.2	32.7	39.4
	ややゆとりがある	4.6	4.7	0.7	3.6	4.4
大変ゆとりがある	0.5	0.5	-	0.3	0.3	

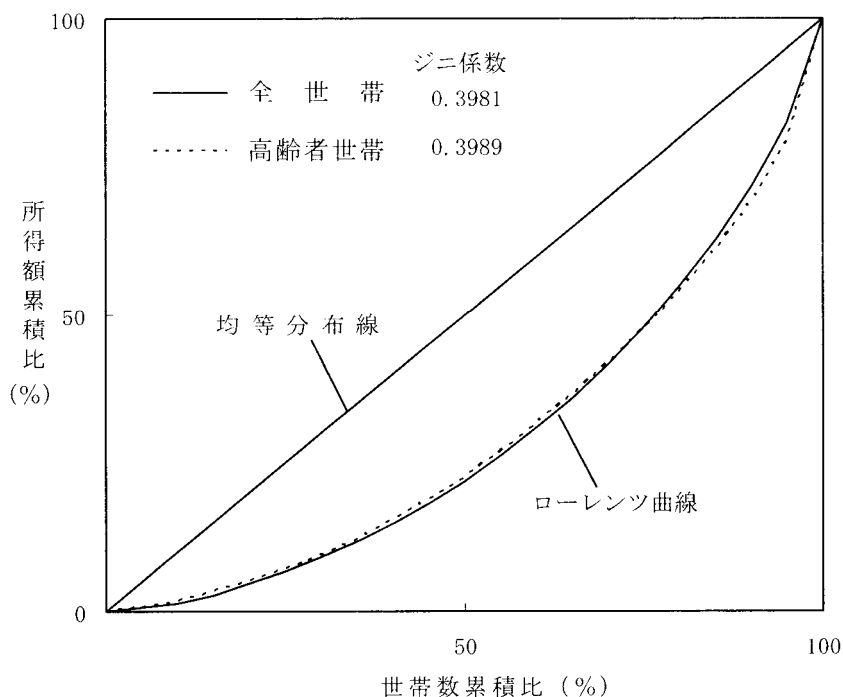
注：1) 「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員数をいう。

2) 「家計支出額」とは、平成19年5月中の家計上の支出金額（飲食費（外食費・嗜好品費を含む。）、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他諸雑費など）をいい、税金、社会保険料は含まない。

3) 「所得」については、平成18年中（1～12月分）の状況である。

参考

全世帯－高齢者世帯別にみた年間所得金額の世帯分布のローレンツ曲線



全世帯－高齢者世帯別にみた年間所得金額のジニ係数の推移

年次	全世帯	高齢者世帯
平成9年	0.3954	0.4309
12	0.3997	0.4159
13	0.3965	0.3957
14	0.3986	0.4192
15	0.3882	0.3906
16	0.3999	0.4131
17	0.3948	0.3962
18	0.3981	0.3989

ローレンツ曲線とは

世帯を所得の低い順に並べ、世帯数の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとって描いた曲線である。所得が完全に均等に分配されていれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線（均等分布線）に一致し、不均等であればあるほどその直線から遠ざかる。

ジニ係数とは

分布の集中度あるいは不平等度を表す係数で、ローレンツ曲線と均等分布線とで囲まれた面積の均等分布線より下の三角形の面積に対する比率によって、分配の均等度を表したものである。ジニ係数は0から1までの値をとり、0に近いほど分布が均等、1に近いほど不均等となる。

注：年間所得金額とは、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。

用語の説明

- 1 「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「世帯主」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から申告された者をいう。
- 3 「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「世帯構造」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が一人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世帯世帯
世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「世帯類型」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合も含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 7 「仕事あり」とは、平成19年5月中に所得を伴う仕事をもっていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。
 - (1) 雇用者であって、平成19年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）。

- (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、平成19年5月中に事業は経営されていた場合。
- (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合。
- (4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中である場合。

8 「勤めか自営かの別」は、次の分類による。

- (1) 自営業主
商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者をいう。
- (2) 家族従業者
自営業者の家族であって、その経営する事業を手伝っている者をいう。
- (3) 会社・団体等の役員
会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）をいう。例えば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などである。
- (4) 一般常雇者
雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者をいう。
- (5) 1月以上1年未満の契約の雇用者
- (6) 日々又は1月未満の契約の雇用者
- (7) 家庭内職者
家庭において、収入を得るため仕事をしている者をいう。
- (8) その他
上記（1）～（7）以外の者をいう。
- (9) 勤めか自営か不詳
仕事はあるが、勤めか自営かの別が不詳である者をいう。

9 「勤め先での呼称」は、次の分類による。

- (1) 正規の職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。
- (2) パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。
- (3) 労働者派遣事業所の派遣社員
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。
この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。
- (4) 契約社員・嘱託
契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。
嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
- (5) その他
上記（1）～（4）以外の者をいう。

10 「中央値」とは、全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。

- 11 「**所得五分位階級**」は、全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。
- 12 「**所得の種類**」は、次の分類による。
- (1) 稼働所得
雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- ア 雇用者所得
世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。
なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。
- イ 事業所得
世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。
- ウ 農耕・畜産所得
世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。
- エ 家内労働所得
世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。
- (2) 公的年金・恩給
世帯員が年金・恩給の各制度から支給された年金額（二つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。
- (3) 財産所得
世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。
- (4) 年金以外の社会保障給付金
- ア 雇用保険
世帯員が受けた雇用保険法による失業給付及び船員保険法による失業保険金をいう。
- イ その他の社会保障給付金
世帯員が受けた上記（2）、（4）ア以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助、児童手当など）をいう。ただし、現物給付は除く。
- (5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
- ア 仕送り
世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。
- イ 企業年金・個人年金等
世帯員が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。
- ウ その他の所得
上記（1）～（4）、（5）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。
- 13 「**生活意識**」とは、世帯が調査時点での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。
- 14 「**可処分所得**」とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

- 15 「**入院者**」とは、病院、診療所又は介護保険施設に入院又は入所している者をいう。
- 16 「**有訴者**」とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。
- 17 「**通院者**」とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。
- 18 「**日常生活に影響のある者**」とは、世帯員（入院者、6歳未満の者を除く。）のうち、健康上の問題で日常生活に影響のある者をいう。
- 19 「**要介護者**」とは、介護保険法の要介護と認定された者（①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）をいう。
- 20 「**要支援者**」とは、介護保険法の要支援と認定された者（①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）をいう。
- 21 「**要介護度**」とは、「要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年3月14日厚生労働省令第32号）に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助－入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助－洗濯、掃除等の家事援助等
- ・問題行動関連介助－徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為－歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為－輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

(1) 要支援1

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

(2) 要支援2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(3) 経過的要介護

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

(改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）において、有効期間が満了する前の制度改正前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に要介護認定を受けたものとみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的要介護」に該当する。)

(4) 要介護1

上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

(5) 要介護2

上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

(6) 要介護3

上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

(7) 要介護4

上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

(8) 要介護5

上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態

※ Ⅲの7「こころの状態」は、アメリカのKessler教授らが開発した指標（K6）の日本語版（古川、川上、金）を使用した。